

令和元年度 関東農政局国営土地改良事業評価 第2回技術検討会（事後評価）
国営かんがい排水事業「神流川沿岸地区」議事録

日 時：令和元年7月3日（水）13:00～14:10

場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館11階第1会議室

出席者：・技術検討会委員（東京農業大学名誉教授_中村委員長、十文字学園女子大学教授_石野委員、印旛沼流域連携交流会世話人_小倉委員、NPO法人埼玉農業おうえんしたい代表理事_梶島委員）
・農政局（田中農村振興部長、進藤地方参事官（各省調整）、設計課_東課長、土地改良管理課_飯田課長、水利整備課_高木課長、設計課事業調整室_親谷室長、同室秋田事業調整係長、土地改良管理課_對馬農政調整官）
・利根川水系土地改良調査管理事務所（青山所長、島田課長、五味田調査第1係長）

資 料：別添のとおり

1 開会

2 挨拶（農村振興部長）

3 審議（中村委員長進行による）

（中村委員長）

委員長を仰せつかりました東京農業大学の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事次第に従って進行させていただきます。

本日は、第2回目の技術検討会ということで、農政局より、前回の意見交換の意見等を踏まえた評価結果の修正内容などを御説明頂くこととなっております。

技術検討会の委員の皆様には修正内容を含めた評価結果の内容について御審議頂くこととなります。

限られた時間ではありますが、皆様方の御協力を頂きまして進行させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それではお手許の議事次第に基づきまして、（1）国営かんがい排水事業「神流川沿岸地区」評価結果（案）について、農政局からの御説明をお願いします。

（事務局）

（資料に基づき評価結果（案）について説明）

（中村委員長）

ありがとうございました。

現地で各委員から頂いた御意見や御質問について農政局で検討等いたしました「回答」並びに「基礎資料への御意見等の反映の内容」について提示されました。

配布されました資料は、事前に各委員に配布されていますので、委員の皆様も御覧になられていると思います。

ただいまの農政局の説明に対して、技術検討会の委員の皆様から、改めて御意見等ございました

たら頂きたいと思います。

また、皆様からの御意見等に対して、農政局から回答を頂くという形で進めて参りたいと思います。

各委員、おおよそ5分程度で進めたいと思います。説明に対してあらためてお気づきになられた点、御指摘、御意見などございましたら御発言いただきしたいと思います。

僭越ではありますが五十音順ということで石野委員からお願いできればと思います。

(石野委員)

現地視察に関しては私の都合に対応して頂きありがとうございます。

ただいまの説明についての質問という形になるのですが、基礎資料の5頁の説明に関して、事業効果の発現状態について述べられた中で「・・・2,666haに関しては本事業の効果が最大限発揮されている・・・」との発言がありましたが、「最大限」というのはどのような意味合いで発言されたのか教えて頂きたい。

効果が発現していることは分かりますが「最大限」ということは、そこまで発現していない効果もあっての説明なのかということについて教えて頂きたいというのが一点目です。

もう一つは、関連事業の設定「あり」、「なし」とあるのですけれども、理解を深めるために関連事業の中身をもう一度説明頂きたいというのが2点目です。

それから、紹介頂いた私の意見についてですが、現地を見させて頂いて、呑口調整池や水力発電施設が、この事業地区にとって非常に重要な位置付けとなり、機能を果たしているなということをお印象として持ったのですが、なかなか一般の人が気軽に入って見学できるような場所ではないというところでもあります。地区にとって非常に重要な機能を果たしているのだけれども、一般の人から見ると「どういう機能があるのだろうか」とか「中身はどうなっているのだろうか」とか、そういう分かりづらいところもあるかと思います。

それでしたら、神流川沿岸農業用水管理所での様々な見学の際に、呑口調整池や水力発電といった施設についても分かるような資料を一緒に管理所内に準備されたらどうかというふうに思いました。

既に準備されているのかもしれませんが、私が管理所に伺ったときにはそのようなものを拝見できなかったのも、もし無いのであれば準備されたらいいかなというのが私からの意見です。

以上でございます。

(中村委員長)

それでは、農政局からの回答をお願いします。

(事務局)

一点目の「効果が最大限発現している」という説明は訂正させていただきます。最大限というより計画どおり発現しているというところがございますので、基礎資料の方では、最大限という記述をしてございません。

(田中農村振興部長)

十全の効果が発揮されているということですね。

(事務局)

関連事業の中身が分かりづらいという点について、先ず、基礎資料5頁の表中にあります「かんがい排水事業」ですが、これは国営施設に接続する用水補給系統であり県営の水利施設になります。

畑地帯総合整備事業は、末端の農地までの用水補給を内容とした事業となります。

中身としては田へ配水する部分と畑地へ配水する部分とがありますので、分けて記述しています。田は水がないと作れませんので評価時点において現に用水は繋がっています。畑は、事業を行っていないければ水利施設を通じた水は来ていないということになります。

経営体育成基盤整備事業は、ほ場整備ということになってございます。

(田中農村振興部長)

国営事業は、末端受益面積規模が水田であれば500haまでできることとなっています。それから、畑は末端100haまでとなっています。そこから先というのは水田であれば末端500ha未満の水路、畑であれば末端100ha未満の水路が、県営のかんがい排水事業でつながるということになります。

それから、末端のほ場に入っていくと、県営かんがい排水事業で作った水路から、さらに細かい支線の方へつないでいかなければならないわけです。そこは、畑の道路の下に管水路を埋設する事業を畑地帯総合整備事業で実施したり、或いは、田では、県営事業で整備した水路に、ほ場整備に付随する水路を接続する事業を経営体育成基盤整備事業で実施するというふうに、国営から末端農地まで段階的に進めていくということになります。

そして、水田に関しては、既に接続された現状の水路があるので、そこについては効果が発現していますということとなります。

(進藤地方参事官)

補足でございますが、ほ場整備では往々にしてあるのですが、例えば現状が用排兼用だとすると、排水路の水が田に再度流入したりします。そのような田をほ場整備しますと用排が分離されることによって用水量が増えることがあります。

国営事業では、その分の用水量の増加を予め見込み、ほ場整備を実施することを前提とした水量の確保をする。そういうような場合もあります。

現状で使われている水に対して、ほ場整備を行う場合は、さらに多くの水が必要になる場合がありますが、そういうことも国営事業では見込み、カバーできるようにして行っています。

(事務局)

3点目の学習の場についてですけれども、現在は、地域学習に関して連合が一元的に受け付けています。要望に応じて学習資料を整えて対応しているということでございますので、現地調査で使わせて頂いた様な資料などを使って管理所でしっかり見ることもできるということでございます。

ですから、一般の方が分かりづらいという観点からすれば、そういう連合さんの体制よりも、例えばホームページを使って、もっとわかりやすくするか、そういったお話をないうところではございます。

(利根調)

今、石野委員からご提案頂いたのは、御要望があってもなくても、管理所には、呑口調整池や、

小水力発電施設や調圧水槽に関する資料も予め置いておいては如何かということであったので、それは管理して頂いているところにそのようなことをお伝えしてはどうかと思うのですが。

(事務局)

パンフレットをしっかりと立てておくといったようなことですね。

(中村委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます、それでは続きまして小倉委員からよろしくお願いたします。

(小倉委員)

関連事業の進捗状況の11%という数字に対して大変丁寧な説明をして頂いて、良く分かりました。

できればそういうことが質問をしなくても分かる様に、評価結果書のどこかに提示されると良いかなと思いました。評価結果書を見た感じではそういう記述が見受けられなかったような気もいたします。

既に受益地の約9割が効果を享受しているということは、大きくアピールしたら良いのではないかと思います。

それから、大きな問題として農業就業人口が大きく減っているとか、そういうことはこの地区の大変な数字ではあるのですが、ここでは「もしこの事業をやらなかったらこんなものではすまなかったかもしれない」という、食い止め効果というのでしょうか、その辺りを強調する形でできるだけ前向きな書きぶりをして頂ければ良いのではないかと思います。

少し気になったところでは、環境保全効果をCVMで行う中でアンケートによる評価額を効果としていますけども、この設定金額が結構強気で書かれているところが目立ちました。平均として二千円くらい支払われるということがそのまま効果として反映されているわけですが、設定額の根拠となるアンケートの選択肢が千円から始まって何万円まででしたでしょうか。それが適切だったのかどうか、適切だったのでしょうかけれども私としては少し予想外の数字でした。

あと、小水力発電について、多分ということなのですが、スタート時点では割と先進的な事例ではなかったのかなという気がするのですね、実際の発電量や売電価格に着目するだけではなく、モデル的に全国に普及するための先進事例としての効果があったという点があるかと思えますので、そういう点をもう少しアピールしたらどうかと思いました。

(事務局)

いろいろと御意見頂きありがとうございます。9割の受益において効果が発現していること、農業情勢の悪化を食い止めているとする効果、小水力発電の全国モデルとしての役割を果たしたこと、これらについては是非書かせて頂ければと思います。

それから景観・環境保全効果におけるCVM手法でございますけれども、関係する研究機関の方からCVMの内容についての検証を頂いておりますので、実態と乖離しているところはないものと思っております。

(田中農村振興部長)

小水力については、関東では先進事例は那須野ヶ原なのですね、30年前から取り組んでいて、

F I T制度以前に、kwh当たり 9 円程度で成立させていた実績があるということです。この、神流川は、F I T制度ができる夜明け前に事業が了するとうことで、先進事例として記述できるところがあるのではないかと思います。

(事務局) (10kwhを超える規模の) 小水力発電施設としてはF I T第1号となっています。

(田中農村振興部長)

F I T第1号としての記述ができますね。

それから、末端の関連事業については事業費進捗率ではなかなか表現できないところもあったのですが、それでも、「末端の効果は発現しています」というイメージでもう少し書けるとと思います。関連事業の実施状況を補足する等して記述していければと思います。

(小倉委員)

是非お願いいたします。

(中村委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます、それでは続きまして梶島委員からよろしくお願いたします。

(梶島委員)

現地でいろいろとお話しさせて頂いたことを、きちんと取り込んで頂きありがとうございます。

今回、私は、神流川沿岸地区に関していちばん感心したのは、その施設全体をきちんと維持、管理、運営されているということだったのですね。

その点が、もう少し、例えば28頁、29頁あたりで「とても良い管理が行われている」ということを強調していただいたら良いかなと思います。

やはり、良く努力なさっているのも、その努力はきちんと評価するべきものではないかと思えます。「適切に管理・・・」という「適切」が良いか、或いは他にどういう言葉が良いかよく分からないですが、「優れた管理」とか「優れて・・・」とか、つまりものすごく頑張っているということは、きちんと書くべきではないかと思えます。

ただ、結局のところ誰が地域全体の農業振興を図っていけば良いのかはまだよく見えなくて、それぞれの主体がそれぞれに頑張っていくことになるのかもしれませんが、頑張らせ方や頑張り方というところを、もう少し本来であれば書いて欲しいという気はします。ただそれが、事業評価書に書くにふさわしいかどうかはよく分かりませんが、これから先はやはり「いろんな主体がきちんと連携しながら、目標をきちんと設定して、それに向けて取り組む。」ことが大事ではないかと思っておりますので、書くか書かないかは別として、念頭に入れて頂けると嬉しいと思います。以上です。

(中村委員長)

ありがとうございます、それではよろしくお願いたします。

(事務局)

現在は、「今後の課題」に、既存の協議会を受け皿にして、皆さんきちんとやりしようという

ふうに書いているのですけれども、そこをもう少し具体性を持たせる様子に書けば、今おっしゃられた内容には答えられるようなお話になるかと思っておりますので、検討させて頂ければと思っております。

(田中農村振興部長)

誰がその農業振興を担うのかということについては、この地区だけではなくて全国的な課題となっております。

このため、農水省では「人・農地プラン」の実質化ということで、この前に経営基盤強化促進法等の関係法令の改正をしております。

そもそも、人・農地プランは、この農地を誰が担いますかということでそういう名称になっているものですが、7年くらい前にこの制度が始まって以来、色々な事業の採択要件に使われて、制度自体は経営局の所管なのですが「事業採択要件なので作らなければならない」ということもあります。作ったこと自体に意味が無いわけではないですが、魂がこもっていない人・農地プランができています。

将来、誰がこの農地を担うのかということが全国各地いろんなところでの課題になっていまして、法律まで改正して、今年度からは「この土地は誰が担いますか」という、人・農地プランの実質化を、地域の話し合いで決めてもらうという形にしております。

そういう点からすれば、本地区は、何も整備していない地区よりは進んでいる。いわゆる土俵が既にありますので、人・農地プランの実質化の効果がある地区だと思っております。

そういう意味では人・農地プラン等を活用しながら今後対応していくのかなというふうに考えています。

(梶島)

是非、対応して欲しいと思っております。

(田中部長)

ただ、我々は強要することができませんので、地方公共団体が、どういうふうな立ち位置で進めるか、基本的には農業委員会の農地最適化推進委員という方がいらっしゃいますので、その推進委員が担い手となって地域の中を調整するということになっていきますので、そういう中で実質化ができれば良いと思っております。

(中村委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました、最後に私の方から簡単に述べさせていただきます。

現地での様々な意見、質問に対して、資料を使った説明をいただいてありがとうございました。三点だけ確認させていただきます。

今日説明頂いた修正等の内容で、私の方から、大区画ほ場整備の計画決定についてお伺いしたのですが、この辺はまだ具体的な方向性が見いだせないということで検討中とされていますけれども、併せて、「農地集積率がどれくらい進展しているのか」というところが少し気になったものですから、そういったデータが分かりましたら、基礎資料に記載していただくと良いのではないかとあります。

それから、土地改良事業の一つの効果として、一般的には耕作放棄地率が減少する傾向があるということ、どこかの資料で拝見させて頂いたのですけれども、そういった効果も評価結果に

盛り込んでいただけますと、国営事業の効果が鮮明になるのではないかと思います。

最後に、水稻の高温障害に関してですが、平成22年夏季の猛暑による水稻の高温障害に対して神流川頭首工で「取水の弾力的運用」及び「整備された用水系統の運用」によって被害を未然に防止することができたという点は、非常に注目すべきことと思いましたが、このことは、現場の農家の方からも実感できる効果としてお話しをいただきました。

また、事前に説明いただいた際には、取水パターンを河川管理者と協議して上手く乗り切ったというお話を伺いました。具体的には、資料にあります水利権の取水パターンの図について弾力的な運用を図ったということでした。

この点、今後、高温障害の問題というのはまた出てくると思うのですが、そういったときに水利権協議の場における弾力的な運用というのは、この事例のように上手くできていくのかどうかということについて、例えば神流川頭首工の場合でも良いのですがいかがでしょうか。

また、本地区の様なハード事業を行い上手く乗り切ったことを経験した農家からは、同じような高温障害の予測が出たときに「なんとかそれに合わせた水利の運用をして欲しい」との要望が多分出てくると思うのですが、その辺の今後のあり方といいますか可能性みたいなところを少し分かる範囲で良いですけれど、お話し頂ければと思います。

(田中農村振興部長)

私の方からよろしいでしょうか。おっしゃるとおり水利権として調整している水にプラスして水をいただくということですが、これは「水があれば」ということを前提としてございます。水がない場合はやはり無理ということになります。

また、水がある場合にも、河川には、様々な利用主体の水利権が張り付いています。そのため、河川管理者である関東地方整備局と協議する際には、

- ・まずは水がそこにあるという、存在要件があります。
- ・それと、他の利水者が「別にとってもかまわないといっている」という他の利水者の同意が要ります。

そういう条件がそろったときには、「こういった水がある」状況であって、「他の利水者はその水を取って良い」といっているという書類を整えて協議をするわけです。

そういう条件がそろわないと協議に進めないということになります。

ですから、できる所とできない所、できる時期とできない時期というものがありますので、可能な場合は、農政局としてもできる限り対応していきたいと、そういうふうに思っています。

(中村委員長)

その協議にも時間がかかることはないでしょうか。

(田中農村振興部長)

それは、気象災害ですので、「多分このままいけば要るのだろうな」という見通しを、2週間くらい前から「多分あの辺で水が要るのかもしれないよ」ということが分かってくれば、空振りでも良いのでその頃から調整をします。

雨が降れば調整は無かったことになるのですが、気象状況から予測して「ある時期から用水が必要となるのではないか」という予測をして準備しだすということですので、できるだけ農家の要望に応えられるような形で対応したいと思うのですが、できる場所、時期がございまして全ての地区でそのような運用ができるとは限らないと思います。

本地区ではたまたま上手くいったということとなります。

(高木水利整備課長)

私が調整を担当しましたが、関東地方整備局がたまたま上階にあるものですから、実際は5日くらいで調整ができました。下久保ダムに水があるということが分かっていたので、入れ替え作業をさせて頂きたいとして調整し了解頂きました。

(中村委員長)

総量取水の分だけで調整したのでしょうか。

(高木)

総量は変えないで取水パターンを変えるという内容でした。

(進藤地方参事官)

今後の対応という点で補足しますと、青い線が水利権水量で、そこまで取って良いよというところ、黄色は、計算上の用水量なので、青い線まで余裕があれば余計にとっても良いということになります。

この年、高温障害への注意が出された9月初めの時期は、計画用水量が水利権水量と同等となる時期であったものですから「もう少し取らせて頂きたい」として、その代わり9月末の取水は減らしますという交換をして、暑い時期の水を余分に取らせてもらったということになります。

今後どういう対応ができるかということによっては高温障害を想定して、水利権水量を増やすということも下久保ダムの状況によっては考えられます。

(事務局)

農地集積率の件ですけれども、現在は、農地中間管理機構の実績であるところの64ha程度を掲載していますが、もう少し、地区全体について整理できるデータがあれば記述していきたいと思えます。

国営土地改良事業地区では耕作放棄率が低下するということが一般に言えるのではないかといい点ですけれども、これは、御指摘のとおりと思えますし、現にそういう評価をおととしまではしてきました。

昨年より「耕作放棄地の抑制」を事後評価結果に書くということが難しい状況となっています。

論調としては、例えば、「かんがい排水事業においては耕作放棄地の発生を直接に抑制するという機能は無いのではないか」というものです。面整備はこの限りではないので畑総は工種によって取り扱いが異なりますが。

(中村委員長)

ありがとうございました。

本日は、出席の委員の方から御意見等を伺いましたが、北田委員から別途意見ある場合は対応いただきますようお願いいたします。

以上、事後評価の案件については終了させていただきたいと思えます。

ここから、各委員の皆様への提案となります。

次回7月24日の技術検討会は、農政局から技術検討委員会への意見聴取が予定されてございま

す。このため、次回開催までの間に、私の方で「意見の私案」を作成させていただきまして、それを各委員に事前にお示ししたいと考えています。各委員の皆様からは「私案」に対する御意見を頂戴した上で反映し、次回検討会で「意見の案」として示し調整させていただきたいというふうに考えております。このような進め方としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

それでは議事の（２）ですが、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

スケジュールについては、ただいま委員長からの話にありましてとおり、24日に最終的な意見聴取というところになりますのでよろしく願いいたします。

関係団体であります群馬県、埼玉県、関係市町及び土地改良区に対しては、これから公文により意見聴取を進めさせていただきます。

出された意見については、次回技術検討会の場でご紹介させていただきます。

以上です。

（中村委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明に関して委員の方から何かございますでしょうか。

ないようですので、以上で私の方で預かりしました議事についての進行を終わらせていただき事務局に進行をお返しします。よろしく願いいたします。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。

（事務局）

中村委員長、御進行ありがとうございました。また、委員の皆様大変お疲れ様でした。以上をもちまして事後評価の部は閉会させていただきます。ありがとうございました。

～ 以上 ～